

次世代育成支援対策に基づく行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を整備することによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるよう次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2019年4月1日から2022年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1 計画期間内に育児休業、育児休暇（通称：イクメンスリー）の取得状況を次の水準以上に
する。

○育児休業

男性職員…… 1人以上取得をすること

女性職員…… 取得率90%以上を維持すること

○育児休暇（通称：イクメンスリー）

取得率30%以上とすること

<対策>

2019年4月～

- ・育児休業等の制度、両立支援制度についての職員向けの案内を作成して職員に配布し、制度の周知を図る。

2019年4月～

- ・管理職を対象とした研修の実施

目標2 ワークライフバランスの観点から年次有給休暇の取得の促進をはかる。

年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間12日以上とする。

<対策>

2019年4月～

- ・各部課店において、年間有給休暇取得予定表を作成し、連続休暇、ミニ連続休暇、パースデー休暇、ヘルシー休暇、ホビー休暇、キッズ休暇、ホーム休暇等の取得予定日の記入、取得推進を勧める。